株式評価改正　自民党が現行案の再検討を要求

国税庁より示された新たな株式評価案につき、10月29日に自民党より「現行案を検討の前提とせず**白地から議論を行うべき**」との決議がなされたようです（自民党　党日本成長戦略本部）。
当該株式評価案は**現行の評価方法を利用した評価減スキームが横行**しているとされる指摘を会計検査院からなされ、国税庁において検討が進められておりました。但し、**国税庁より示された改正案は評価増の影響が大きい**傾向もあり、**経済界を中心に反発**を招いていたようです。



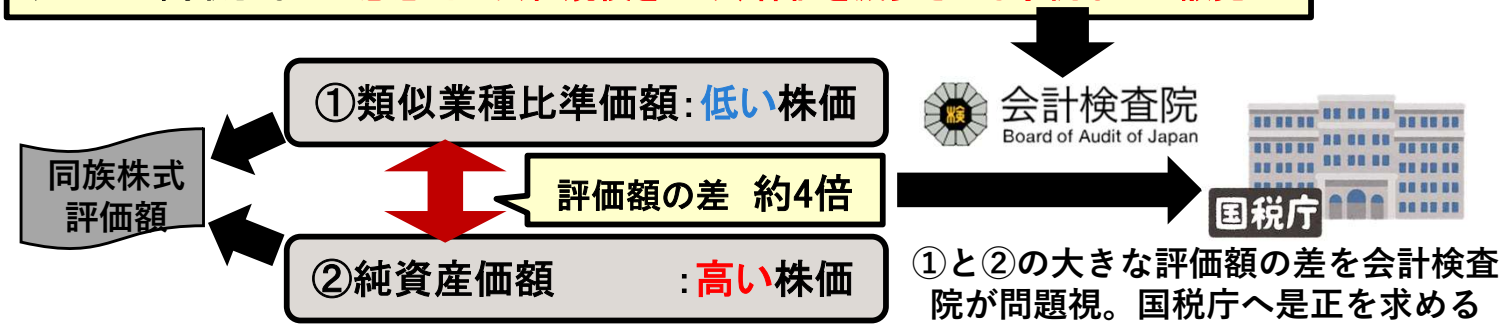
議論の契機

【株価事例】①類似業種比準価額1億　②純資産価額4億　の場合

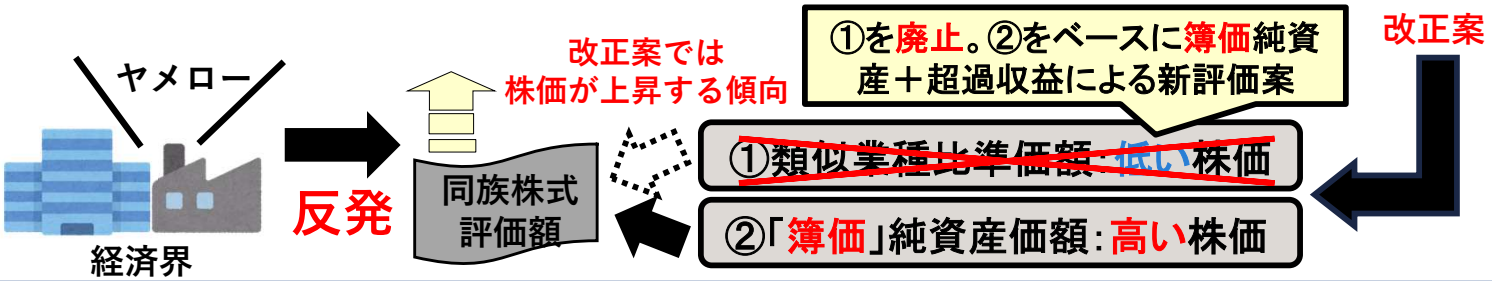
株価種別	大会社		中会社の大		中会社の中		中会社の小		小会社	
	比準割合	株価	比準割合	株価	比準割合	株価	比準割合	株価	比準割合	株価
①類似業種比準価額	100%	1億	90%	9,000万	75%	7,500万	60%	6,000万	50%	5,000万
		＋		＋		＋		＋		＋
②純資産価額	0%	0	10%	4,000万	25%	1億	40%	1.6億	50%	2億
		＝		＝		＝		＝		＝
株価		1億		1.3億		1.75億		2.2億		2.5億

会社規模

同じ①と②でも**会社規模が上昇するほど株価は減少傾向**
グループ間取引などで恣意的に会社規模を上げ、株価を減少させる事例などが散見



①と②の大きな評価額の差を会計検査院が問題視。国税庁へ是正を求める





本改正は今年12月の税制改正大綱で内容が公表され、適用開始は2028年1月からとされておりました。こちらについては今回の自民党の決議を受け、今後の見通しは不透明となっております。但し、株式評価は現行税制における**2つの評価額の差はやはり依然として課題**となり、今後どのような解決策が示されるか注視されるところとなります。



こんにちは！あっという間に11月に入りましていかがお過ごしでしょうか。私は寒いのか暑いのか服装に迷う気温に、今までと変わらず半袖Tシャツで過ごしている毎日です、、笑
写真は、扇町公園でフードフェスが開かれた時のものです！11月に入り、今年もあと2ヶ月となりましたが、まだまだ実りの秋を楽しみたい季節ですね！運動に食事にお酒に、楽しみが沢山ある季節ですが、体にも気を付けながらほどほどを心掛けたいですね、、笑

【相続・事業承継特化型】笹川税理士事務所 大阪市北区東天満1丁目10番14号 MF南森町2ビル3階BC号室
TEL:06-6948-8763　FAX:06-6948-8764　Mail：biz@apextrust-p-tax.com